

廃棄物海洋投入処分許可申請書

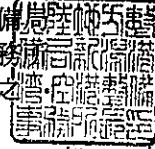
国北整新港海洋第7号
令和3年12月24日

環境大臣 山口 壯 殿



申請者

住所 新潟県新潟市中央区入船町4-3778
氏名 国土交通省北陸地方整備局
新潟港湾・空港整備事務所
所長 林 寛



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 の規定により、船舶からの
第10条の2第1項 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類		新潟港（西港地区）航路泊地浚渫事業により発生する水底土砂であり、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合する一般水底土砂 [別紙1のとおり]
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	5カ年で2,550,000m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	1カ年で510,000m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年環境省令第28号)第6条第1項に規定するIV海域のうち、以下の海域。 ・北緯38° 0' 0.577"、東経139° 4' 7.413" を中心とした半径250mの海域 [別紙2のとおり]
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年環境省令第28号)第6条第1項に規定する排出方法により実施する。航行中に排出しない。 [別紙3のとおり]
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	[別紙4のとおり]
	監視の頻度	[別紙4のとおり]
備考		
1 ※の欄は記載しないこと。		
2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		